

令和7年度

# 事業概要

(令和6年度実績)

子ども心理治療センターうぐいすの杜

# はじめに

山梨県立子ども心理治療センター うぐいすの杜は、福祉、心理、医療、教育の各分野に関する施設が連携し、子どもと家族を支援する『山梨県子どものこころサポートプラザ』に設置された児童心理治療施設です。利用開始当初は、安心感や自己肯定感が低く、不安や緊張を強く抱える子どもたちも、徐々に生活に慣れ、生活支援・心理治療を受ける中で、自分の気持ちを自分の言葉で表現できるようになるなど、日々成長の姿が見られます。また、同じプラザ内にある山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園と密接に連携しながら、「施設・学校が治療の場であり、施設で行っているすべての活動が治療である。」という理念である『総合環境療法』を日々実践しています。

令和6年度は、例年とは異なり、社会的養護施設第三者評価の受審および子どもの意見表明等支援事業の開始がありました。第三者評価では、「職場環境」、「職員配置」で改善を求めるましたが、「子どものこころサポートプラザ内施設による支援体制」、「多職種による支援体制」、「家族療法事業の実施」、「施設機能」については、高い評価を得ることができました。また、令和7年1月より、当施設においても、子どもの意見表明等支援事業として、子どもの希望に応じて意見表明を支援したり、必要に応じて代弁したりする『意見表明等支援員（アドボケイト）』が定期的に訪問することになりました。子どもの権利を守り、より良い支援体制を築くための重要な取り組みであり、今後の同事業の展開や在り方に注視しながら、子どもの声をしっかりと受け止めていきたいと考えています。結びとなりますが、職員の働き方・ワークエンゲージメントに配慮しながら、子どもたちが安心・安全に生活・治療できる施設運営のさらなる質の向上に努めてまいります。今後とも当施設へのご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

山梨県立子ども心理治療センター うぐいすの杜  
所長 上村拓治

# 目 次

## I 子ども心理治療センターうぐいすの杜の概要

1	目的	1
2	基本理念	1
3	基本方針	1
4	沿革	1
5	施設	3
	(1) 場所	
	(2) 定員	
	(3) 建物	
6	対象児童	4
	(1) 対象年齢	
	(2) 対象児童像	
7	組織図・職員構成	4
8	運営機構	5
9	苦情解決・児童の権利擁護、事故防止・安全対策	5
	(1) 苦情解決体制	
	(2) 児童の権利擁護	
	(3) 事故防止・安全対策	
10	非常災害対策	6
	(1) サポートプラザ消防計画	
	(2) 非常災害対策計画の策定	
	(3) 地震防災応急計画の策定	
	(4) 避難確保計画(洪水)の策定及び甲府市への提出	
	(5) 避難訓練	
11	施設評価	6
	(1) 自己評価及び利用者アンケートの実施	
	(2) 第三者評価	
12	主要業務	6
13	児童の状況	7

## II 総合環境療法

1	治療・支援のしくみ	7
	(1) 基本方針	

(2) 治療構造	
(3) 治療・支援の流れ	
(4) 治療の展開と目標	
2 総合環境療法に係る多職種連携会議	10

### III 治療機能

1 入所治療機能	10
(1) 生活支援	
(2) 心理治療	
(3) 家族支援	
(4) 医療支援	
(5) 関係機関との連携	
2 通所治療機能	17
(1) 心理治療	
(2) 家族支援	
(3) 関係機関との連携	
3 アフターフォロー	18

### IV 家族療法事業「ハルクル」

### V 研修・普及

1 人材育成	19
(1) 職員のスキルアップ研修	
(2) 地域の人材育成	
2 関係機関連携	22
(1) 講師派遣	
(2) 関係機関連携	
(3) 連携会議	
3 調査研究	22
(1) 研究発表業績	
4 広報・普及	23
(1) 施設視察・見学者受け入れ	
(2) 機関誌発行	

# I 子ども心理治療センターうぐいすの杜の概要

## 1 目的

山梨県立子どもの心理治療センターうぐいすの杜（以下、心理治療センター）は、児童福祉法第43条の2に基づき、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としています。

## 2 基本理念

子どもの生命と人権を守り、一人ひとりの存在を尊重し、それぞれの目標に向かって成長発達を支援します。

- 私たちは児童憲章と子どもの権利条約の理念を遵守します。
- 私たちは一人ひとりの子どもの最善の利益を追求します。
- 私たちは子どもが主体的に自己決定できるように援助し、その決定を尊重します。
- 子どもの心のケアを行う児童福祉施設として、地域の関係機関と連携することにより、専門施設としての役割を果たします。

## 3 基本方針

- 一人ひとりの子どもに合わせた治療的生活ケアを基盤にして、医療、心理治療、家族支援を行い、併設する学校教育と連携して総合環境療法を実践します。
- 心に傷を抱えた子どもが安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していくように養育ケアを行います。
- 子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していきます。
- 一人の子どもに対して、ケアワーカーとセラピスト、親担当セラピストとファミリーソーシャルワーカーがチームを組んでそれぞれの専門性を発揮し、多角的にアプローチすることにより、子どもの発達と回復を促進します。
- 児童相談所およびこころの発達総合支援センターと連携しながら、家族支援（親子関係の再構築支援）を行います。
- 公平・公正な施設運営するために、施設運営の透明化及び情報共有ができる運営システムの構築を図ります。
- 施設の専門機能を生かして地域に貢献します。

## 4 沿革

- 平成28年5月 「発達障害等に対する総合的な基本構想策定委員会」及びワーキンググループを設置
- 平成28年5月、8月、11月 基本構想策定委員会開催

- 平成28年9月 県議会において、こころの発達総合支援センター、児童心理治療施設、中央児童相談所を一体的に整備することを表明
- 平成28年11月 『子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）整備基本構想』策定
- 平成28年12月 県議会において、甲府市住吉地内（現在地）での整備、平成31年度内完成を目指すことを表明
- 平成29年7月、平成30年3月、平成31年3月 開設準備委員会開催  
開催準備委員会の検討を踏まえ、ワーキンググループで課題を検討（医療連携WG、地域連携WG、医療・福祉施設連携WG）
  - ・令和元年8月、12月 医療連携WG開催
  - ・令和元年7月、10月、12月 地域連携WG開催
  - ・医療・福祉施設連携は庁内で実務的に検討
- 平成29年3月～平成30年3月 基本設計、実施設計
- 平成30年10月 起工式、建設工事着工
- 平成31年3月 名称公募
- 令和元年5月 総合拠点、児童心理治療施設、特別支援学校の名称を決定
- 令和2年3月 建設工事、外構・植栽工事等完成、中央児童相談所及びこころの発達総合支援センターが福祉プラザ内（甲府市北新）から移転
- 令和2年4月 『子どものこころサポートプラザ』として業務開始  
**山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜開所**
  - ・初代所長 後藤裕介氏（小児科医）
- 令和4年4月
  - ・2代目所長 上村拓治氏（精神科医）就任

## 5 施設

### (1) 場所

山梨県甲府市住吉2丁目1番17号（子どものこころサポートプラザ内）

### (2) 定員

入所30名 通所15名

### (3) 建物

延べ床面積 管理棟1060,9m<sup>2</sup> 居住棟（1階、2階）788,26m<sup>2</sup>

## 6 対象児童

### (1) 対象年齢 小・中学生

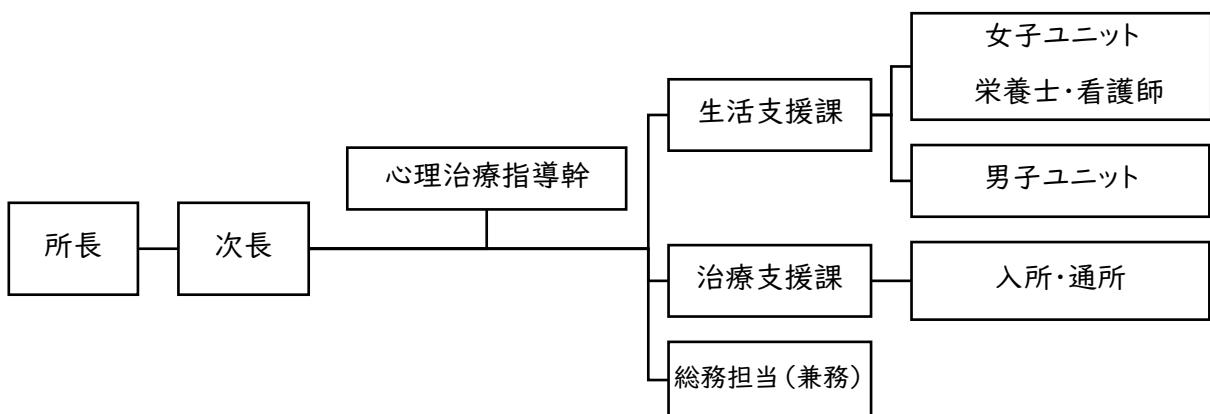
### (2) 対象児童像

家庭、学校、社会での対人関係のもつれや歪みなどの心理的な要因によって不適応を起こしている児童を対象とする。具体的には、

- ① 被虐待等の環境要因により、社会生活への適応に課題を生じており、安定的な環境での生活や生活場面に沿った心理的な介入により、改善が期待される児童
- ② 二次障害として適応困難を生じており、本人に合わせた対応を進める必要があると考えられる発達障害児
- ③ 強い対人不安等から生じている、ひきこもり、家庭内暴力などの問題を抱えており、環境調整等により改善が見込まれる児童
- ④ 心身症等により不登校の問題が生じている児童で、環境調整等により改善が見込まれる児童
- ⑤ その他、児童相談所長が必要と判断した児童

## 7 組織図・職員構成

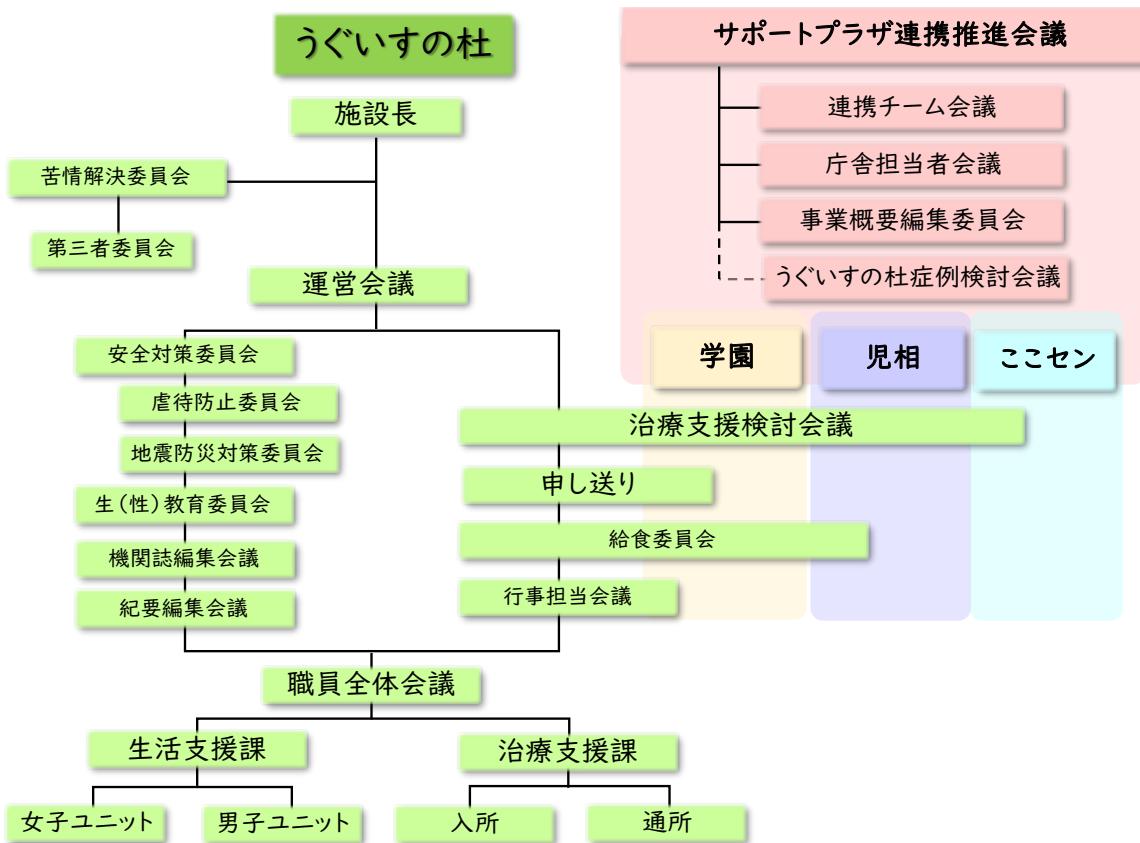
<組織図>



<令和7年度職員体制>

	正規	会計年度	合計
所長(医師)	1		1
次長	1		1
心理治療指導幹	1		1
治療支援課長	1		1
生活支援課長(家庭支援専門相談員)	1		1
児童指導員	9	4	13
個別対応職員	1		1
心理療法担当職員	6		6
栄養士	1		1
医師(こころの発達総合支援センター兼務)	(2)		(2)
看護師		1	1
家族療法担当		1	1
庶務担当(中央児童相談所兼務)	(3)		(3)
宿直職員		8	8
計	22(27)	14	36(41)

8 運営に関する会議体系図



## 9 苦情解決・児童の権利擁護、事故防止・安全対策

### (1) 苦情解決体制

- ・ 第三者委員2名
- ・ 意見箱(3ヵ所)の設置
- ・ 令和6年度の苦情…0件

### (2) 児童の権利擁護

- ・ 虐待防止委員会(課長以上で構成)
- ・ 子どもの権利ノート作成
- ・ 施設内虐待防止研修の実施
- ・ 職員対象の権利擁護(虐待防止)アンケートの実施
- ・ 令和7年1月から意見表明等支援事業開始(月1回)

### (3) 事故防止・安全対策

- ・ 安全対策事故防止研修の実施(年1回)
- ・ インシデント、アクシデント報告及びリスクマネージャーを中心とした対策を検討
- ・ 安全対策委員での検証…年間4回実施(6月、9月、12月、3月)
- ・ 施設及び設備・遊具等の安全点検の実施

### (4) 生・性教育委員会

- ・ 入所児童の性問題(パーソナルスペースの問題、性的発言、性的暴力など)への対応を検討
- ・ 委員会を年間9回開催し各ユニットでの取り組み状況を検証

## 10 非常災害対策

### (1) サポートプラザ消防計画(中央児童相談所で作成)

### (2) 非常災害対策計画の策定

### (3) 地震防災応急計画の策定

所在地が、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づく指定された地震防災対策強化地域内であるため、厚生労働省「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について(社施第五号)」の通知に基づき、地震防災応急計画を策定。

### (4) 避難確保計画(洪水)の策定及び甲府市への提出

所在地が洪水浸水想定区域(荒川氾濫時、50cm~3mの浸水の可能性あり)に該当しているため、垂直避難を核として避難確保計画を策定し、甲府市に提出。

### (5) 避難訓練

火災、地震、夜間、水害をそれぞれ想定して、避難訓練を月1回実施。

## 11 施設評価

### (1) 自己評価及び利用者アンケートの実施

第三者評価受診年以外に実施。結果については、ホームページにて公表

### (2) 第三者評価

令和6年度に第三者評価受審。結果については施設内掲示及びホームページ上に公表

## 12 主要業務

- 施設の運営管理
- 入所に係る調査・準備
- 児童に対する治療的生活支援
- 入所児童に対する心理治療
- 児童の診察及び健康管理
- 栄養管理・栄養指導
- 保護者に対する相談支援
- 通所児童に対する心理治療
- 地域の支援機関との連携

## 13 児童の状況(令和7年3月31日時点)

<在籍児童数>

性別	入所児童	通所児童	計
男	2	6	8
女	2	1	3
計(人)	4	7	11

<年齢・所属別>

	入所児童			通所児童			合計
	男	女	計	男	女	計	
小学生	2	1	3	5	1	6	9
中学生	0	1	1	1	0	1	2
計(人)	2	2	4	6	1	7	11

<在籍期間>

在籍期間	~6ヶ月	~1年	~1年6ヶ月	~2年
人数	0	3	5	3

(※令和7年3月31日時点の入所・通所児童)

(内訳)・女子入所:~1年6ヶ月2名・男子入所:~1年1名、~1年6ヶ月1名

<退所状況>

	入所児童	通所児童	入所から通所に措置変更	計
小学生	1	0	0	1
中学生	0	2	0	2
計(人)	1	2	0	3

(※令和7年3月31日時点)

(内訳)・男子入所:小学生1名

## II 総合環境療法

児童心理治療施設では、多くの専門職の協働によって、施設での生活を治療的な経験にしています。日常生活、学校生活、個人心理治療、集団療法、家族支援、施設外での社会体験などを有機的に結びつけた総合的な治療・支援を「総合環境療法」といい、児童心理治療施設の大きな特徴の一つとなっています。

### I 治療・支援のしくみ

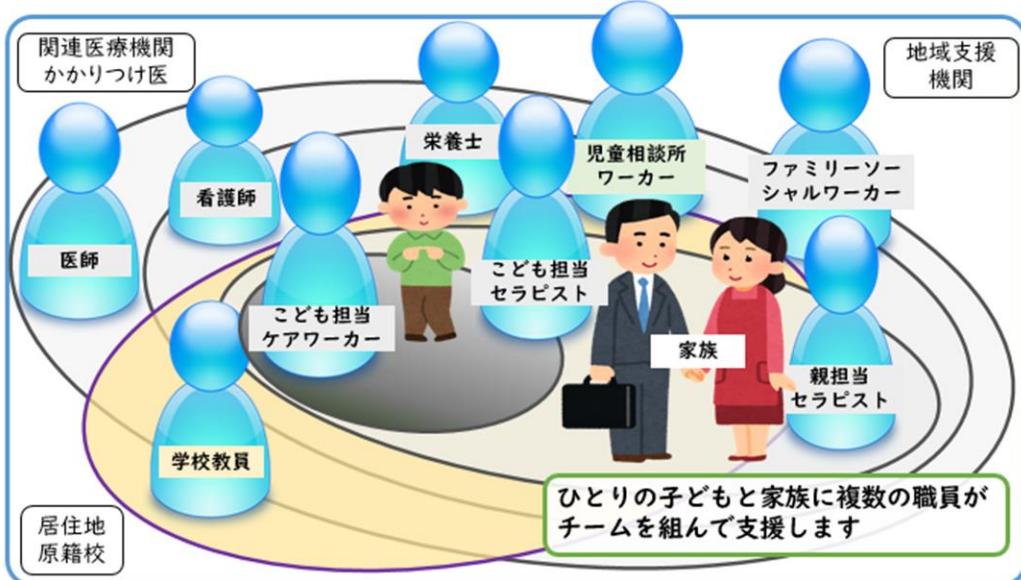
#### (1) 基本方針

- 心理的困難を抱え、生きづらさを感じている子どもに対して、安全で安心できる場を提供することを目指しています。
- 警戒心が強い子どもが多いため、個々の状態に合わせて適切な距離感と時間をとりながら、大人との信頼関係を築いていきます。
- 子どもが自分で日課を決められるように主体的な活動を大切にしています。さまざまな生活体験を通して、子どもの自立した社会生活や自己実現に必要な基礎的な力を形成していきます。
- 大人の基準で子どもを評価的にとらえるのではなく、子どもそのものの姿を尊重し、受け止めて、大切にされるという体験を積み重ねます。そして、自分自身が大切な存在であると感じることが出来るように支援します。自身の持つ潜在的な可能性を見つけるように心がけ、成功体験を通じて自己肯定感（自尊心）を取り戻していくように養育ケアを行います。

#### (2) 治療構造

うぐいすの杜には、子どもの生活をケアする福祉職や心理職、ファミリーソーシャルワーカー、医師、看護師の医療職、栄養士と多種の専門家が配置されています。また、子どものこころサポートプラザ内には特別支援学校うぐいすの杜学園や児童相談所、こころの発達総合支援センターが併設しています。これらの施設と相互連携して、一人ひとりの子どもに必要な治療的生活支援を基盤とした心理治療、医療、家族支援を行い、総合環境療法を実践します。

## うぐいすの杜の治療構造



### (3) 治療・支援の流れ

児童相談所で児童心理治療施設における治療が適当であると判断された子どもについて、児童相談所や特別支援学校うぐいすの杜学園とともに入・通所検討会議を開催します。うぐいすの杜の入・通所(措置)が決定すると、対象となる子ども(と保護者)に治療目標を確認します(治療契約)。入所もしくは通所が始まると、うぐいすの杜の生活と学校という学びの場における子どもたちの状況を1日2回のカンファレンスを通じて共有します。定期的に実施される治療支援検討会議においては、児童相談所等の関係機関とともに治療方針の設定や確認、評価などを行っています。退所後は、新しい環境に適応できるように地域・連携期間と協議しながら、1年間を目途にアフターフォローで支援を継続していきます。

## 治療/支援の仕組み:総合環境療法



### (4) 治療の展開と目標

入所前に子どもの状況やこれまで生まれ育ってきた環境、影響を与えたと考えられる要因を収集、共有し、関係機関で支援目標を確認します。子どもとの面会や施設見学の機会をもち、自分自身にとってなにが課題であり、どうなりたいのかを確認します。この時の治療契約、動機づけが治療を円滑に進めるために最も大切なことだと考えています。治療開始後に表面化する言動の意味や背景にある子どもの思いを理解し、評価します（アセスメント・導入期）。

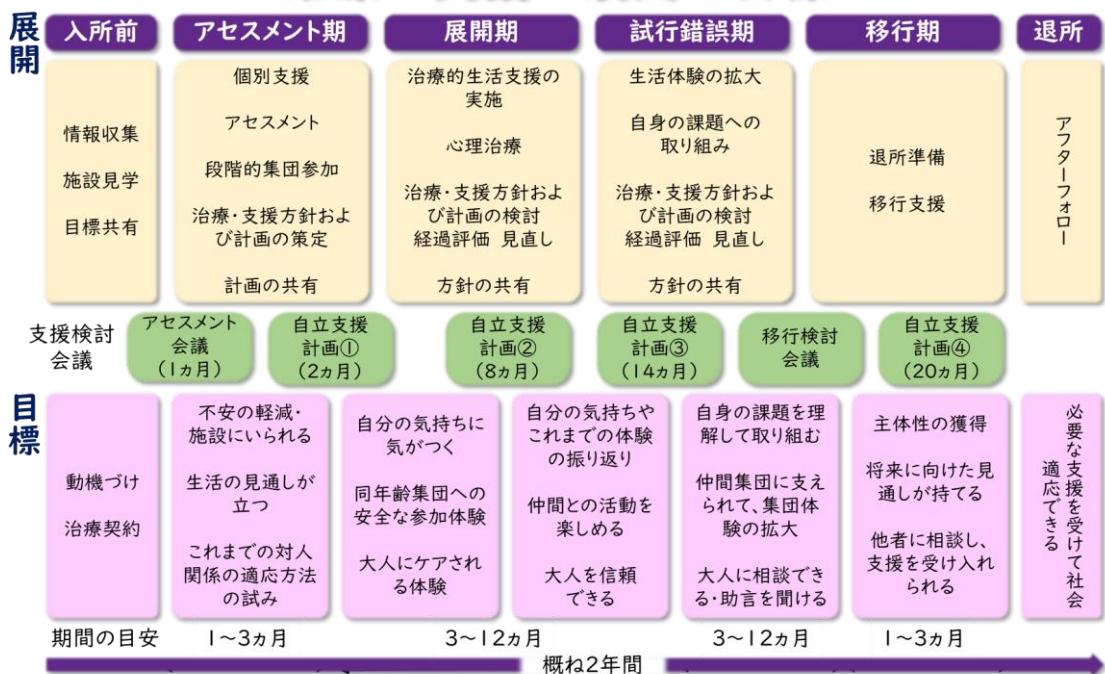
入所前の情報や導入期のアセスメントに基づいて治療検討会議を開催し、自立支援計画を策定します。治療的生活支援や心理治療を通して、大人との信頼関係を構築し、自分自身の課題について気づかせていきます（展開期）。

そして、職員や仲間集団に支えられながら、子どもが自分自身の力で課題を克服できるように支援していきます（試行錯誤期）。

困難に向かい合ったときには大人の助けを借りながら、自立や自己実現のために、主体的に取り組めることを目指していきます（移行期）。

子どもの状況や家庭・養育環境によっても異なりますが、概ね2年間の治療期間中に退所後の生活を見据えながら、保護者や地域、学校などの関係機関と連携を取りていきます。さらに、退所後は、継続した支援が実施されるように、1年間のアフターフォローを行います。

## 治療・支援の展開と目標



### 2 総合環境療法実施に係る多職種連携会議

総合環境療法の一環として、子どもの治療段階に応じて、施設内外の機関と連携を行い、子どもの治療目標達成や移行に向けて情報共有や協議を行います。

<令和6年度 連携会議実施状況>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入所・通所検討会議	1	1	0	0	1	3	1	1	1	0	0	2
治療支援検討会議	1	5	1	2	0	3	3	4	2	1	0	3
移行検討会議	0	0	1	3	0	2	0	0	0	0	0	0
申し送り	※平日は原則毎日朝、昼 2 回実施											
児童相談所担当 ケースワーカー面接	5	4	6	4	4	4	3	4	4	4	3	3

### III 治療機能

#### I 入所治療機能

##### (1) 生活支援

###### (ア) 支援方針

職員が生活を共にする中で、子どもたちが安心安全に生活できる環境を保障し、大人を信

頼する気持ちを育てます。また、子どもたちの様子を観察し、問題となる症状や行動の背景を理解し評価を繰り返すことで、個々の状態像を把握し、必要な支援につなげていきます。集団への適応力や自己コントロール力、コミュニケーションスキルやチャレンジ意欲の向上等、それぞれの治療段階に合わせた目標を設定し、支援します。

#### (1) 日課

平日日課と休日日課、特別日課(夏休みや冬休み)に分けられます。起床から就寝までわかりやすい生活日課を設定することで、生活に統一性が生まれ、見通しを持って安心して生活することを目的としています。活動と休息のメリハリを持たせることや、それぞれの子どものペースに合わせた個別日課を組み込む等、自己コントロールが苦手な子どもや集団活動が負担になりやすい子どもにも配慮した日課を組み立てています。

平日日課表

小学生	時間	中学生
起床 洗面・着替え・布団の整頓	7:00	起床 洗面・着替え・布団の整頓
朝食・歯磨き 登校準備	7:30	朝食・歯磨き 登校準備
登校	8:30	登校
うぐいすの杜学園 授業開始	8:40	うぐいすの杜学園 授業開始
帰寮	15:15(小学生) 15:20(中学生)	帰寮
おやつ	15:30	おやつ
掃除・整理整頓・宿題 自由時間	16:00	掃除・整理整頓・宿題 自由時間
夕食・歯磨き	18:00	夕食・歯磨き
入浴・自由時間	18:30	入浴・学習
就寝準備	20:00	自由時間
就寝・消灯	21:00	就寝準備
	22:00	就寝・消灯

休日日課表

小学生	時間	中学生
起床 洗面・着替え・布団の整頓	7:00	起床 洗面・着替え・布団の整頓
朝食・歯磨き	7:30	朝食・歯磨き
余暇活動・集団活動	9:00	余暇活動・集団活動
昼食・歯磨き	11:30	昼食・歯磨き
自由時間	11:45	自由時間
おやつ	15:00	おやつ
掃除・整理整頓・自由時間	15:30	掃除・整理整頓・自由時間 児童ミーティング
夕食・歯磨き	18:00	夕食・歯磨き
入浴・自由時間	18:30	入浴
就寝準備	20:00	自由時間
就寝・消灯	21:00	就寝準備
	22:00	就寝・消灯

(ウ) 給食

献立は「食事摂取基準」に基づいて作成しています。心身の発育・発達に必要な栄養量を満たす食事を提供するとともに、個々の身体状況（健康状態、食物アレルギー、咀嚼力、嗜好）にも配慮して献立内容や調理を工夫しています。また、季節の食材や行事食などを取り入れ、様々な食の経験を通じて豊かな人間性が育まれるように努めています。職員と食事を共にする中で食事の大切さを感じ、基本的な食習慣が身に付けられるように支援しています。

(エ) 行事

概ね月に一度の季節行事があり、お花見会やクリスマス会等施設内で行うものと、バーベキュー・キャンプ等施設外で行うものとに分けられます。日常の生活から離れ、季節感を味わう行事に参加することで気分転換を図ること、また、集団への帰属意識を高め、参加できたという実感や達成感を味わうことを目的としています。

<令和6年度 年間行事実績>

月	行事名
5	GW 行事
7	七夕
8	BBQ 会
9	お月見会
10	ハロウイン
12	クリスマス会
1	お正月行事
2	節分豆まき
3	ひな祭り

(才)各種活動

概ね月に一度、ユニットごとに農園活動や食育活動を実施しています。農業体験や調理体験を通じて、職員の助けを受けながら子ども同士で協働し、達成感を味わう中で心身の健康を育むことを目的としています。

<令和6年度 各種活動実施回数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
農園活動	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
食育活動	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	2

(カ)担当別外出

二か月に一度、生活支援担当職員と担当児童で外出体験をしています。ショッピングや映画鑑賞、ハイキング等様々な社会体験を通して、気分転換を図るとともに職員の力を借りながら社会的活動の幅を広げることを目的としています。

<令和6年度 担当別外出実施回数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男子ユニット	0	3	0	3	0	0	3	0	2	0	2	1
女子ユニット	0	2	2	2	0	2	0	2	0	2	0	2

(キ)担当面接

生活支援担当職員、心理治療担当職員と担当児童とで日々の生活を振り返ることで自己理解を深め、課題や目標を再確認したり、職員から改めて評価されることでモチベーションの向上を図ることを目的としています。子どもの治療段階によって実施頻度は異なります。

<令和6年度 担当面接実施回数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
回数	4	4	4	5	5	5	5	5	4	5	4	5

(2) 心理治療

(ア) 個別セラピー

個別セラピーでは、その子らしい成長や発達を妨げてしまう心の部分の影響力を低減させ、その子らしく成長や発達をしていく健康な心の機能を回復するお手伝いをしていきます。そのために、時間と場所と人を定め維持していく治療構造を生かしたセラピーを実施し、ほどよく一貫性のあるセラピストとの治療関係を経験していきます。そのような保護的な環境や関係性を支えに、子どもは自分の課題に取り組むことに導かれ、そのことにより情緒の安定を保ちやすくなり、対人関係や社会性の改善につなげていくことをめざしています。

<令和6年度 入所児童個別セラピー実施回数>

男子	女子	計
140	100	240

(イ) グループセラピー

週に1回、45分間（中学生は50分）実施されているグループセラピーでは、子どもの発達段階に合わせて、クイズやカードゲームなどの活動を実施しています。まずは負荷が低く、容易に達成感が得られるような活動を体験する中で自己肯定感の基盤を育て、集団参加に対して安心感を得てもらいます。集団に安心して居続けられるようになった段階で、気持ちのコントロールや、ストレスの対処法、社会のルール学習などの要素を少しずつ活動の中に取り入れて、社会性発達を促します。

<令和6年度 入所児童グループセラピー実施回数>

	実施回数	延べ参加人数
中学生女子グループ (フレーバーグループ)	12	12
小学生女子グループ (げんき100倍グループ)	25	25
小学生男子グループ (ポケモンクラブグループ)	36	69
小学生男子グループ (FSF グループ)	7	7

(ウ) 心理検査

子どもの心理、社会的な適応・不適応状態を評価するための CBCL（子どもの行動チェックリスト）、児童の全体的な機能レベルの評価として GAF を用いて児童の評価を行い、治療経過の変化を半年ごとに定期評価しています。また、入・通所後、情緒面及び認知面におい

て改めて評価が必要になった子どもについては、その都度、投影法や知能検査等の心理検査を実施することもあります。

<令和6年度 心理検査実施件数>

検査種別	件数
発達検査	0
その他の検査	48

#### (エ) サークル活動

子どもの抱えるさまざまな課題のために、自由時間の場面において一人で余暇を見つけて楽しむことは難しい場合が多いことから、余暇支援として一定の方向性を持たせた過ごし方を提供し、体系化された活動の場として「サークル活動」を設定しています。サークル開設時間中は自由に出入りが可能であり、子どもの主体性を伸ばしていくことや、興味の幅を広げたりすることを目的としています。通常時は、工作に取り組むクラフトサークル、音楽に親しむCD鑑賞サークル、身体の適切なトレーニングの仕方を体験するからだづくりサークル、読書や文字、写真などに触れる機会を設ける図書サークル、職員の考えたレクを楽しむスポレクサークルや室内レクサークルを行っています。長期休みには、流しそうめんやかき氷、卓球サークルなども実施しています。

<令和6年度 通常サークル実施回数>

サークル名	開催回数	述べ参加人数
クラフトサークル	33	62
からだづくりサークル	2	3
図書サークル	43	178
レクサークル	23	40
CD鑑賞サークル	3	5
卓球サークル	6	13
カードゲームサークル	15	25
ヨガエクササイズサークル	7	14
合唱サークル	3	5

<令和6年度 季節サークル実施回数>

サークル名	開催回数	述べ参加人数
流しそうめん会	1	4
うぐいすフェスティバル	1	3
かき氷サークル	3	12
クラフト展示会	2	5
おやつ作り会	2	10

#### (3) 家族支援

子どもの治療を行っていくうえでは、保護者も課題と向き合い、解決に向けて協働していく

ことが重要です。そのため、入所している子どもの家族に対し、家族ガイダンス、カウンセリング、心理教育といったプログラムを実施しています。子どもの家庭復帰や地域生活への移行を目標に、児童相談所の家族再統合プログラムに沿って、面会、外出、外泊を段階的にすすめ、その都度モニタリングや評価、修正を行います。

<令和6年度 入所児童家族面接実施回数>

	実施回数	延べ人数
入所児童家族面接	43	55

<令和6年度 入所児童家族交流実施回数>

	実施回数
入所児童家族面会	43
入所児童家族外出	4

<令和6年度 入所児童外泊実施回数>

	実施回数	日数
入所児童外泊	0	0

#### (4) 医療支援

児童心理治療施設には、精神および神経心理的な病理や身体疾患のために医療機関における診療を必要とする子どもたちがいます。例えば、被虐待体験のあるような場合には、一見普通のようであっても易怒性や落ち着きのなさ、不眠、幻視・悪夢を見るなど、不安定な心理状態をしばしば抱えています。このような状況にあると生活支援や心理治療に応じることが出来ません。これまで通りの診療を継続的に受けられる体制をとるだけでなく、すべての子どもが心身における健康管理のために、医師である所長の定期的な診察を受けています。また、こころの発達総合支援センターの児童精神科や近隣小児科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科などにも診療協力をいただいている。さらに、医師と看護師による職員に対する指導によって薬剤の効能・効果や副作用の理解を深め、内服管理の徹底などに努めています。

<令和6年度 入所児童医療受診件数>

受診科目	小児科 (予防接種・健康診断含む)	皮膚科	耳鼻科	眼科
延べ件数	52	5	2	7

精神科 (所長診察含む)	整形外科	歯科 (健康診断含む)	救急	合計
99	0	6	0	171

## (5) 関係機関との連携

子ども、保護者が地域での生活に移行し、家族として生活を継続していくためには、その家庭を支える各機関の支援が不可欠となります。

子どもに必要な支援の内容や量にもよりますが、在所中から児童相談所や学校、医療機関などと情報共有し、支援について相談しながら関わっていきます。

退所の際には次の生活の場にスムーズに移行できるよう、丁寧な繋ぎの作業が必要になります。

<令和6年度 入所児童関係機関連携実績>

	連携回数
児童相談所	222
こころの発達総合支援センター	107
うぐいすの杜学園	28
医療機関	28
企業(放課後デイサービス等)	0
養護施設	0

## 2 通所治療機能

### (1) 心理治療

#### (ア) 個別セラピー

家庭、または里親宅や児童養護施設等で生活をしており、心理的・環境的要因で日常生活や人間関係に躊躇を生じている子どもや保護者に対して、個別セラピー、家族支援、社会生活支援プログラム等を通所により行っています。

個別セラピーは入所児同様、その子らしく成長や発達をしていく健康な心の機能を回復するお手伝いをしていきます。そのために、時間と場所と人を定め維持していく治療構造を生かしたセラピーを実施し、ほどよく一貫性のあるセラピストとの治療関係を経験していきます。頻度としては基本的に週に1回行っています。保護者面接はケースによって異なりますが月2回程度行っています。

通所の利用形態としては、①併設している山梨県立うぐいすの杜学園に転校し、通学しながら支援等を受ける、②地域の学校に通いながら、支援等を受ける、の2つのパターンがあります。

<令和6年度 通所児童個別セラピー実施回数>

男	女	計
293	0	293

#### (イ) 通所登下校支援

うぐいすの杜学園に通学している子どもは、登下校の際には当所を通ることになっています。登校の際には保護者と家庭での子どもの様子を共有したり、子どもと体調チェックをしています。下校時には学校での様子を聞きながら振り返りをしています。家庭と学校生活と密に関わり、家庭・学校・当所が協働して子どもを支える体制を整えています。

<令和6年度 通所児童登下校支援実施回数>

	実施回数
登下校支援	620

## (2) 家族支援

入所児童と同様、通所児童についても家族ガイダンス、カウンセリング、心理教育といったプログラムを実施しています。通所児童については、自宅や当センター以外の生活の場からセラピーや登校をするという点で、より家族支援や関係機関との連携のウエイトは大きくなります。

<令和6年度 通所児童家族面接実施回数>

	実施回数	延べ人数
通所児童家族面接	151	151

## (3) 関係機関との連携

通所児童の場合は、地域との関わりがより深いため、措置機関である児童相談所をはじめ、学校、市町村、医療機関等とのやりとりが多くなります。

センターでの治療、支援を地域でも活かしていただけるよう、子ども、保護者の意向を確認しながら必要な連携をとることを心がけています。

<令和6年度 通所児童関係機関連携実績>

	連携回数
児童相談所	37
こころの発達総合支援センター	11
うぐいすの杜学園	221
医療機関	4
福祉機関	45
小・中・高	0
行政機関	0
その他	0

## 3 アフターフォロー

退所児童に対し、アフターフォローとして定期的にセンターに来所してもらい、子どもや家族と退所後の状況を確認したり、相談を受けます。また、状況に応じて子どもの復学・転学・入学先の学校への訪問や、関係機関とのカンファレンスを実施し、退所後の地域生活での支援体制を構築し、切れ目のない支援に努めます。

<令和6年度 退所児童アフターフォロー実施回数>

アフターフォロー	49
----------	----

## IV 家族療法事業「ハルクル」

ハルクルでは県内の医療、相談、教育、福祉機関から紹介を受けた不登校（不登校傾向）の小・中学生を対象に、週1回の頻度で3か月間の短期集中的な支援を行い、児童の活力や自己肯定感の向上を図っています。ハルクル終了後にはその後の支援に活かせるよう、児童の特徴や支援方針を報告書としてまとめ、保護者に情報提供しています。また、ハルクルの実施前、実施後には紹介元機関とのケース会議を行うため、関係機関連携としても重要な事業となっています。

また、入所や通所児童についても家庭や集団参加への支援が必要な児童に対しては、集団への準備性を高めることを目的とした活動支援を行っています。

<令和6年度 家族療法事業実施回数>

(実施期間：令和6年4月～令和7年3月)

	利用児童数	延べ支援数
外来	11	96
入・通所	5	66

## V 研修・普及

### I 人材育成

職員のスキルアップを図り、施設運営の安定化を図ることを目的とした研修企画と他施設等からの研修生や大学等からの実習生を受け入れています。また、他機関が開催する研修会等に講師派遣しています。

<令和6年度実績>

#### (1) 職員のスキルアップ研修

##### ① 外部研修

(ア) 全国児童心理治療施設協議会が主催する研修会への職員派遣

実施日	内容	場所	参加者
5月9日	関東児童心理治療施設協議会 第1回施設長会議	WEB開催	所長
5月16日～17日	全国児童心理治療施設協議会 第1回総会・施設長会議・研修会	横浜技能文化会館	所長
5月17日	関東児童心理治療施設協議会 第2回施設長会議	横浜技能文化会館	所長
9月12日～13日	全国児童心理治療施設協議会 職員研修会	広島県三美園 広島新生学園	所長・心理士 児童指導員
10月3日～4日	全国児童心理治療施設	横浜いずみ学園	児童指導員

	新設・新任研修会		心理士
11月3日～4日	全国児童心理治療施設職員研修会 (心理治療部会)	川崎こども心理ケアセンターかなで	心理士
11月28日～29日	関東ブロック職員研修	神奈川県立子ども自立生活支援センターきらり	児童指導員 心理士
11月29日	関東児童心理治療施設協議会 第3回施設長会議	平塚市	所長
2月6日	関東児童心理治療施設協議会 第4回施設長会議	WEB研修	所長
2月20日～21日	全国児童心理治療施設協議会 第2回施設長会議・研修会	名古屋市 愛厚ならわ学園	所長

(イ) 子どもの虹研修センター・その他の研修会への職員派遣

実施日	内容	場所	参加者
5月29日～30日	子どもの虹研修	WEB研修	
9月25日～26日	児童心理治療施設指導者研修 子どもの虹研修センター	子どもの虹研修センター	児童指導員

② 内部研修

(ア) スーパーバイザー招聘事業

外部のスーパーバイザーを招いて、治療・支援の経過を振り返り、専門的な指導を受けています。

○田中哲先生(こころの発達総合支援センター)

実施日	内容
10月10日	事例検討会
2月13日	事例検討会

○小林真理子先生(山梨英和大学)

実施日	内容
5月14日	事例検討会
7月9日	事例検討会
9月3日	事例検討会
10月8日	事例検討会
11月12日	事例検討会
1月15日	事例検討会
2月18日	事例検討会

○山田勝美先生(山梨県立大学)

実施日	内容
6月11日	事例検討会
12月10日	事例検討会
3月11日	事例検討会

(1) 所内研修会

○職員が講師となり、基礎的な知識学習や演習を実施しています。

実施日	内容	講師
5月14日	発達障害について	所長
6月11日	アンガーマネジメントについて	治療支援課長
7月9日	性被害を受けた子どもへの支援①	心理治療指導幹
9月10日	性被害を受けた子どもへの支援②	心理治療指導幹
10月8日	全国児童心理治療施設職員研修会報告	心理士
11月12日	他施設の実践(『心理治療と治療教育』から)	治療支援課長
12月10日	アドボケイトの実施について	山梨子どものあした理事
1月14日	性加害の理解と対応	心理士
2月18日	グループセラピーについて	心理士
3月11日	関東ブロック運営委員会報告	治療支援課長

(2) 地域の人材育成

① 実習生の受け入れ

実施日	受け入れ先大学	人数
8月8日~9月19日(23日間)	山梨県立大学・ソーシャルワーク現場実習	2
8月29日	山梨英和大学心理実習Ⅰ	12
10月1日~18日(10日間)	山梨英和大学大学院臨床心理実習	1

## 2 関係機関連携

(1) 講師派遣

実施日	依頼機関	内容	講師
6月25日	山梨県立特別支援学校 うぐいすの杜学園	講演『教職員のメンタルヘルス』	所長
8月7日	山梨県青少年センター	講演『生きづらさを感じている児童生徒の対応』	所長
8月28日	山梨県総合教育センター	講演『医療と福祉と教育の連携』	所長
9月17日	山梨県総合教育センター	講演『思春期にみられる精神疾患』	所長
10月22日	山梨県臨床心理士会	講演『児童思春期における精神科薬物療法について』	所長
5月7日	山梨大学医学部	講義『神経症性障害Ⅱ・摂食障害』	所長
1月25日	小児神経懇話会	講演『家族療法事業～ハルクル～を通した不登校支援と施設間連携』	所長

## (2) 関係機関連携

関係機関名	内容	参加者
山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	学校評議員	所長
山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	学校医	所長
山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	衛生管理医	所長
山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	安全衛生委員	所長
山梨大学大学院	非常勤講師	所長
	やまなし社会的養護推進計画策定委員	所長
	山梨県こどもの発達を考える医療連携会議	所長
	災害時における発達障害児(者)支援マニュアル検討委員	所長
	インクルーシブ教育システム推進連携会議ワーキンググループ	所長

## (3) 連携会議

### 子どものこころサポートプラザ連携会議

実施日	内容	連携先
4月、8月、12月、2月	サポートプラザ連携推進会議	中央児童相談所、こころの発達総合支援センター、うぐいすの杜学園
4月、5月、7月、10月、1月	サポートプラザチーム会議	中央児童相談所、こころの発達総合支援センター、うぐいすの杜学園

## 3 調査研究

### (1) 研究発表実績

発表対象	場所	タイトル	発表者
第9回 令和6年度山梨県社会福祉研究発表会	サポートプラザ会議室及びWEB開催	心理治療担当者からみた児童心理治療施設におけるグループセラピーの意義と効果について	赤松
令和6年度 山梨県公衆衛生研究 発表会	県庁防災新館オーパンスクエア及びWEB開催	心理治療担当者からみた児童心理治療施設におけるグループセラピーの意義と効果について	赤松
第9回令和6年度山 梨県社会福祉研究發 表会	紙面発表	性(性)教育に関する文献レビューとうぐいすの杜における取り組み	—

#### 4 広報・普及

##### (1) 施設視察・見学者受け入れ

来所日	団体名	人数
5月30日	埼玉県伊奈町民生委員・児童委員協議会	15
5月31日	山梨県立大学	7
7月17日	東京都立大学	2
7月19日	松本市松本あさひ学園	19
7月19日	山口県健康福祉部子ども・子育て応援局こども家庭課	8
8月8日	山梨県庁インターンシップ	12
10月2日	千葉県市川児童相談所	1
10月11日	北杜市・韋崎市教育委員会	25
11月28日	峡南地区青少年育成カウンセラー会	5
12月2日	こども家庭庁児童福祉専門官	1
12月26日	山梨県庁仕事紹介セミナー	8

##### (2) 機関誌発行

- ・ 令和6年6月に「うぐいす通信第8号」を発行。
- ・ 令和7年2月に「うぐいす通信第9号」を発行。